

令和4年第5回八峰町議会臨時会会議録

令和4年11月17日（木曜日）

議事日程第1号

令和4年11月17日（木曜日）午前10時開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 議案第78号 令和4年度八峰町一般会計補正予算（第6号）

出席議員（11人）

1番 笠原吉範	2番 伊藤一八	3番 奈良聡子
5番 水木壽保	6番 菊地薫	7番 腰山良悦
8番 見上政子	9番 須藤正人	10番 門脇直樹
11番 山本優人	12番 皆川鉄也	

欠席議員（1人）

4番 芦崎達美

説明のため出席した者

副町長	日沼一之	教育長	川尻茂樹
総務課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	和平勇人	税務会計課長	成田拓也
企画財政課長	高杉泰治	福祉保健課長	石上義久
教育次長	山本節雄	学校教育課長	山内章
産業振興課長	山本望	農林振興課長	浅田善孝
建設課長	石嶋勝比古	農業委員会事務局長	工藤善美
生涯学習課長	今井利宏	あきた白神体験センター所長	菊地俊平
防災まちづくり室長	内山直光	福祉保健課副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭正和
福祉保健課副課長	成田公誠	農林振興課副課長	堀内和人

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 会

○議長（皆川鉄也君） おはようございます。

これより令和4年第5回八峰町議会臨時会を開会します。

森田町長、病気療養中により欠席となっております。また、芦崎議員につきましても、先ほどご報告ありましたように、家族にご不幸がございまして本日欠席となっております。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番門脇直樹君、11番山本優人君、1番笠原吉範君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告につきましては、別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日沼副町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と併せて報告願います。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 皆様、おはようございます。

本日、令和4年第5回八峰町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中ご出席をいただき、誠にありがとうございます。

開会に当たり、本臨時会を招集した経緯についてご説明いたしますが、説明の前に少し時間をいただきまして議員の皆様にお詫びを申し上げたいと思います。

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業並びに災害復旧関連事業について、本来ならば事前に議会全員協議会でご説明した上で臨時議会に提案すべきところ、ご承知のとおり森田町長の入院が予想外に長引いていることなどで、結果的に事前説明のないまま、このような形で議会開催となりました。大変深くお詫び申し上げます。

交付金事業は、住民生活の影響等を考慮し、年内に支給を目指すことと、災害復旧事業につきましても、冬期間に入る前に速やかに工事に着手し、住民生活への支障を最小限にする計画から、今臨時会に提案するものでございます。何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

それでは、説明をさせていただきます。

はじめに、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」事業について申し上げます。

9月9日、国は、エネルギー・食料品等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用されるよう、「新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金」の中に「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設し、総額6,000億円を措置いたしました。

この重点交付金には、「エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援」として、住民税非課税世帯に対し1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付する「電気・ガス・食料品価格高騰対応緊急支援給付金」が含まれており、速やかな給付が求められているところであります。

また、県では、県議会9月定例会において、重点交付金を活用して住民税非課税世帯に対し1世帯当たり1万5,000円をプッシュ型で給付する「エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業」を10月6日に予算措置し、県内の全市町村と折半して実施することとしております。

町といたしましては、このたびの光熱費の価格高騰は、非課税世帯のみならず町民全体の生活に影響を与えており、広く支援が必要と考えています。

このような考えから、町独自の施策として、県事業の対象とならない世帯に対して1世帯当たり1万5,000円をプッシュ型で給付する「電気・ガス・食料品価格高騰対応特別定額給付事業」を併せて実施することといたしました。

これから降雪期を迎えるに当たり、光熱費の価格高騰が家計に与える影響が心配され

ますので、事業の趣旨に鑑み、年内に給付を行いたいと考えております。

次に、8月豪雨災害復旧事業について申し上げます。

8月9日に専決処分で予算措置した林道施設及び公共土木施設災害復旧費につきまして、一部事業の工事費がまとまりました。速やかに工事着手し、できる限り早期の完成を目指してまいります。

今臨時会は、ただいまご説明いたしました事項について関係予算を措置するため招集したものであります。

それでは、今臨時会に提案している議案についてご説明いたします。

議案第78号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第6号）は、1億7,119万2,000円を追加して、歳入歳出予算の総額を69億2,894万6,000円とするもので、内容は「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」事業のうち、年内に実施すべき給付金事業費及び8月豪雨災害復旧事業費の追加補正であります。

以上、今臨時会の議案は1件であります。

詳細につきましては、議案提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（皆川鉄也君） 日程第4、議案第78号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

当局の説明を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 議案第78号についてご説明いたします。

議案第78号、令和4年度八峰町一般会計補正予算（第6号）。

令和4年度八峰町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,119万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億2,894万6,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正で追加でございます。

令和4年11月17日提出

八峰町長 森 田 新一郎

冒頭でもお話しさせていただきましたが、議会全員協議会を開催していない上での臨時会となってしまいましたので、はじめに、このたびの補正予算の概要につきまして少しご説明させていただきます。

1つ目は、電力・ガス・食料品等の価格高騰に係る対応であります。

国では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対して1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付する方針を示し、閣議決定しております。その給付金に係る事業費について予算計上しております。

県でも同様に、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担が増え、家計を圧迫していることから、負担の軽減を図るため、市町村民税非課税世帯への1世帯当たり1万5,000円を助成する事業が定められましたので、その助成に係る事業費について予算計上しております。

また、国、県の事業では、住民税非課税世帯等の低所得世帯を対象としておりますが、電力・ガス・食料品等の価格高騰につきましては、住民税課税世帯においても家計を圧迫していること、また、これから冬期間を迎え、ますます暖房費の負担が増すことから、住民税課税世帯につきましても負担軽減を図るため、県事業と同額の1万5,000円を定額給付する町独自の事業を予算計上しております。

2つ目につきましては、8月3日からの豪雨により被害を受けた林道及び町道、河川の災害復旧に関連する予算を計上しているものでございます。

それでは、3ページをお開き願います。

地方債の補正につきましては、第2表、地方債補正に記載しております。

1、追加の林道施設災害復旧事業につきましては、8月3日からの豪雨により林道池の台線が被害を受けたことに伴い、災害復旧工事費の充当財源として1,070万円の追加補正でございます。

公共土木施設災害復旧事業につきましては、同じく8月3日からの豪雨により町道小入川岩館線と普通河川小入川が被害を受けたことに伴い、災害復旧工事費の充当財源として1,590万円の追加補正でございます。

なお、詳細につきましては、9・10ページの22款町債に記載しております。

次に、歳入歳出の補正理由について、事項別明細書7ページ以降をご覧くださいながら、歳入歳出の順にご説明いたします。

はじめに、歳入についてご説明いたします。

7・8ページをお願いします。

15款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧事業費国庫負担金1節農林水産施設災害復旧費負担金につきましては、林道池の台線の災害復旧事業費補助金として917万4,000

円の追加補正でございます。2節公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、町道小入川岩館線と普通河川小入川の災害復旧事業費の負担金として1,454万5,000円の追加補正でございます。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金につきましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援分として交付金が追加交付されますので、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,923万3,000円の追加補正でございます。2目民生費国庫補助金1節社会福祉費補助金につきましては、国では、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対し1世帯当たり5万円をプッシュ型で給付する方針を示しました。その電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業補助金として6,552万8,000円の追加補正でございます。

16款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担が増え、家計を圧迫していることから、負担を軽減するため1世帯当たり1万5,000円をプッシュ型で給付いたします。住民税課非税世帯に対する給付金分につきましては、県が2分の1を補助しますので、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付事業補助金として944万3,000円の追加補正でございます。

19款繰入金2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出補正全体の調整のため、1節財政調整基金繰入金666万9,000円の追加補正でございます。

9・10ページをお願いします。

22款町債につきましては、先ほど第2表、地方債補正のところでもご説明いたしましたが、1項町債7目災害復旧事業債1節農林水産業施設災害復旧事業債につきましては、林道池の台線の災害復旧事業費の充当財源として1,070万円の追加補正でございます。

2節公共土木施設災害復旧事業債につきましては、町道小入川岩館線と普通河川小入川の災害復旧事業費の充当財源として1,590万円の追加補正でございます。

続きまして、歳出をご説明いたします。

11・12ページをお開き願います。

はじめに、2款総務費についてご説明いたします。

1項総務管理費6目企画費につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰により影響を受けた住民税課税世帯へ1万5,000円を定額給付する町独自の事業を予算計上しております。10節需用費のうち消耗品費につきましては、事務用品代として6万6,000

円を、印刷製本費につきましては、窓つき封筒代として6万円の合わせて12万6,000円の追加補正でございます。11節役務費のうち通信運搬費につきましては、通知及び返信用の郵送料として45万2,000円を、手数料につきましては、口座振込手数料として22万8,000円の合わせて68万円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、住民税課税世帯1世帯当たり1万5,000円を給付する電気・ガス・食料品価格高騰対応特別定額給付金2,842万5,000円の追加補正でございます。

次に、3款民生費についてご説明いたします。

1項社会福祉費1目社会福祉総務費につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰により、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯当たり5万円を給付する国庫補助事業と、住民税非課税世帯へ1万5,000円を助成する県補助事業を予算計上しております。10節需用費のうち消耗品費につきましては、事務用品代として9万9,000円を、印刷製本費につきましては、窓つき封筒代として16万2,000円の合わせて26万1,000円の追加補正でございます。11節役務費のうち通信運搬費につきましては、通知及び返信用の郵送料として36万2,000円、手数料につきましては、口座振込手数料として31万円の合わせて67万2,000円の追加補正でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては、低所得世帯等に対して1世帯当たり5万円を給付する電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金として6,500万円を、住民税非課税世帯へ1万5,000円を助成するエネルギー・食品料価格高騰対応緊急助成金として1,875万円の合わせて8,375万円の追加補正でございます。

次に、8款土木費についてご説明いたします。

2項道路橋梁費1目道路維持費につきましては、町道小入川岩館線に埋没している横断暗渠が破損していることが判明いたしました。この箇所については、町道小入川岩館線の災害復旧工事の箇所であり、災害復旧工事前に補修が必要であることから、14節工事請負費に町道小入川岩館線横断暗渠補修工事500万円の追加補正でございます。

13・14ページをお開き願います。

14節の工事請負費は、13・14ページ上段に記載されております。

次に、11款災害復旧費についてご説明いたします。

1項農林水産業施設災害復旧費1目林業施設災害復旧費につきましては、8月3日からの豪雨により林道池の台線が被害を受けたことに伴う災害復旧費の追加補正でございます。12節委託料につきましては、災害査定を受けるに当たっての設計は完了し、査定

も無事終わりましたので、不用額となる測量設計業務委託料94万円を減額補正し、工事発注する際の実施設計業務委託料として151万8,000円を追加補正し、差し引き57万8,000円の追加補正でございます。14節工事請負費につきましては、林業池の台線災害復旧工事2,110万円の追加補正でございます。2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費につきましては、同じく8月3日からの豪雨により町道小入川岩館線と普通河川小入川が被害を受けたことに伴う災害復旧費の追加補正でございます。14節工事請負費に町道小入川岩館線道路災害復旧工事として1,100万円を、普通河川小入川河川災害復旧工事として1,960万円の合わせて3,060万円の追加補正でございます。

説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川鉄也君） これより議案第78号について質疑を行います。質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 非課税世帯の基準についてお知らせ願いたいと思います。

この非課税の基準というのは、令和3年度の税の申告で計算されるのでしょうか。今現在、その非課税世帯に該当するという人たちは対象にならないのか。それと、施設入所者の場合は世帯分離でそれぞれ家庭の会計と別になってるんですけども、そういう施設入所者に対する給付もあるわけですよ。その辺ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えします。

お手元の提示しております資料、事務局の方から説明資料の方を皆さんに展開していただけますでしょうか。こちらの資料を基にご説明させていただきます。

非課税世帯の基準につきましては、こちら1の給付対象世帯①に記載のとおり、基準日において世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税である世帯という規定で給付することといたしております。

先ほどのご質問の中で、今現在のという状況がございましたが、この基準日につきましては、令和4年9月30日と規定されておりますので、その段階で令和4年度の住民税が非課税の世帯という形になります。

併せて、こちらの資料の方ですけども、②番に記載があります「上記①のほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認

められる世帯」、家計急変世帯と呼ばれておりますけども、こちらの世帯の状況の方につきましては、申請においてこちらで確認の上、支給決定を速やかに行うという形で準備を進めております。これは既に国の基準で決められたものですので、随時進めたいと考えております。

先ほど今現在の非課税の関係というような形でご質問いただきましたけども、直近の状況、令和4年度の住民税の課税・非課税の状況を確認しながら随時進めたいと考えております。

併せて2つ目の施設入所者につきましては、こちらの資料に記載のとおり、あくまでも非課税の世帯でございますので、その方が施設におられて単独世帯であれば、課税・非課税を判定し、既に6月には住民税の課税になってる方には納付書が届いていることとなりますので、それが届かない方については対象となるという形です。あくまで世帯くりで交付されるものですので、その方それぞれに世帯を別世帯にしていなくて住所を移さずに施設入所にされてる方については、扶養されている世帯主さんの課税の状況によって交付されるという形でご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 国の方で5万円の補助が出ると言ってからもうしばらくなくて、皆さんニュースを見ながら、いつか、いつか、まあ国会終わってからののかなっていうことで首を長くして待ってたと思うんですけども、この資料を見ますと、要申請プッシュ型、で、要申請じゃなくて、このプッシュ型というのはどういうふうなやり方なんでしょうか。そして、実際手元にできるのは、お金が入るのはいつ頃の予定なんでしょうか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、プッシュ型での支給の内容ですけども、以前、特別給付金として1人当たり10万円が給付された時がございましたけども、ああいった形で実際に申請書を出さずとも確認書によって、口座を確認されることによって、こちら側、行政側から支給されるという形になります。

で、もう一度資料の下の方を見ていただきたいと思います。こちらが、6番、事業ス

キーム（イメージ）を簡単な図で表しております。八峰町から緑の矢印、非課税世帯に送らせていただく課税情報を基に抽出した対象世帯に対して受給権者通知書等を送付いたします。こちらにつきましては、非課税を確認されている、併せて口座を確認されているという方々ですので、既に口座がその通知の中に記載されております。以前何らかの公金事業の中で給付された口座はこちらで確認できておりますので、既に支給された口座にお支払いしてよろしいかということ伺い立てまして、2週間程度の期間を置いて、それが、状況が何の変化もなければ自動的にその口座に振り込ませていただくという形です。そうでない方につきましては、同じくその下の②の右から左に走る黄色い矢印ですけども、受給しない、拒否する、若しくは口座の変更をしたいという形につきましては、役場の方に届けていただくという流れの事業となります。

2つ目のご質問の給付時期につきましては、中段、5番の給付時期、右側になりますけども、準備が整い次第速やかに給付する形で事務作業を進めたいと考えております。振込予定につきましては、来月の15日を目処に実際振り込む予定で進めたいと考えておりますが、状況によっては以後末尾に5がつく日、まあ25、1月5日等考えておりますが、年内にこの給付金がお手元に届くように早急に進めたいとは考えております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） 非課税世帯の内容でありますけども、一つは生活保護受給者、2番目は確か204万円以下の所得のある人、もう一つのくくりは町の規定による収入の少なくて住民税の課税、住民税ゼロの世帯というふうに私は認識しているんですけども、その1、2、3の区分けの人数分かってあったらまず報告してください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

住民税非課税世帯全体で、令和4年度で1,246世帯となっておりますが、当然ながら賦課時点からは住民異動等その他ございますので、予算ベースとしては1,250件分を予算計上させていただいてます。生活保護世帯につきましては、詳細、今、異動もございまして、大体八峰町内50世帯ほど抱えてるといような状況になってます。基準以下の所得等につきましては、こちらで資料用意しておりませんので、後でご提示させていただきたいと思っております。

回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。10番門脇直樹君。

○10番（門脇直樹君） このたびの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金は、各世帯にとって大変ありがたいものだと思いますが、副町長の挨拶の中にもあったように、光熱費の価格高騰は非課税世帯のみならず町民全体の生活に影響を与えております。コロナの影響を受けて会社が倒産したり、休業したり、事業が縮小したり、もろにコロナの影響を受けてるのは非課税世帯ではなく課税世帯だと思います。しかしながら今回のこの給付金は、非課税世帯がより多く恩恵を受けている。こういう配分は少し疑問に思うのですが、副町長の考え方をお知らせください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの10番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの門脇議員のご質問にお答えします。

コロナのこういう状況になってから3年目になるわけですが、その間の様々な支援ございました。今、門脇議員のおっしゃることは私も最もだと思っています。ただ、優先順位として影響を受けているという目の前の状況をまず救済と、こういうところで国も判断してると思います。ただ、コロナの影響、経済状況がまともに受けたのが課税の事業者だと、これもまた正しいと思います。ただ、国の方での国会でのいろいろな議論の中でやはり優先順位を考えていることだと思うので、まあ町としては、国、県、こういう施策に則った中で、また町民に対しては、細かいことかもしれませんが、やはり今回のように全体で影響を受けてるところはやはり全体にという考えでございますので、どうぞその辺をご理解願いたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。9番須藤正人君。

○9番（須藤正人君） 町道小入川線、8月の豪雨から簡易信号のもと片側通行がずっと続いております。岩館の地区民から私の方に、いつまでこうしておくのかという不満の電話が多数ありました。また、そこには畑もあります。出入りできないような状態が続いております。そして今ここに来てヒューム管の不具合が見つかったと。500万円の予算がついておりますが、どうしてこの3カ月も投げておいて、今ここでその不具合が見つかって、こういう予算がついてこれから工事するわけですね。もっと早くですね、専決処分でもいいから、そういう対応ができなかったのか。非常に岩館の地区民から非常に不満が出てるわけですよ。だから何でこんなに急がなかったのか。私も非常に疑問で

あります。国鉄の関係があるから、これはしょうがないんだと私も説明しておりましたが、今、冬になって雪が降ると除雪が入らないと駄目なわけですね。その除雪をするためには、あそこを片側通行解除しないと駄目なわけです。それを分かっている、今ここで不具合が見つかったからそれを直さないと通行できないような状態になると。非常に私もですね、不満がいっぱいなんです。それを少しお伺いしたいと思います。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの9番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石嶋建設課長。

○建設課長（石嶋勝比古君） ただいまの須藤議員のご質問にお答えいたします。

ここについては、8月の豪雨で路面に水が吹き出してきて通行に危ないということで、土のうを積んで安全対策を講じながら信号機で交通規制をかけて今通しているところがありますけれども、今いろいろお話しされたとおり、町の方にも同じような要望や苦情が届いております。

で、最初はJRの暗渠が詰まったという判断で、JRの方に柵の堆積した土砂を撤去するよう要請いたしました。それがやはり青森県の方の被災状況が大きいという状況もありまして、この辺の状況はそれに比べるとまあそれほどでもないということで、なかなかその暗渠の土砂撤去に応じてもらえておりませんでした。その後、暗渠を土砂揚げしたわけですが、実際その土砂が本来の原因ではなく、先ほどお話しされてる道路の真下に暗渠管が、ヒューム管が通っているわけですが、その接続部分が破損してずれて、そこに土砂が詰まってしまったということでもあります。それを確認できたのが半月ぐらい前でした。これに伴って、では先にこの部分については災害復旧をする前に取り除かないと、復旧工事をやってもまた同じ現象が起きるであろうという判断から、今このタイミングで予算計上したものでございます。したがって、今日承認いただければ速やかに工事発注に向けて作業を行い、できれば早い段階にその暗渠の詰まりを取り除いて、その後、本来の路肩等の復旧については、降雪状況を見ながら災害復旧工事を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。6番菊地 薫君。

○6番（菊地 薫君） 緊急支援の状況に戻りますけれども、先ほど来の説明で非課税世帯、私もこの資料を見ながら、一般のこの課税世帯と非課税世帯の区分というのは当然そこに線引きがあるわけですね。ですから、今までもコロナ発生以来というのは非課

税世帯に対しても様々な政策、また行ってまいりました。そういう意味合いからして、課税世帯には何もないのかということで私も資料だけ見て思ったんですが、いや、町独自でやるということでしたんで、まあ安堵はいたしたわけですが、その区分自体に対する何かこの議論の状況というのはあったのかどうか。今回のこの政策を決定する際に。まあ国、県の指導でこうなってるんでしょうけども、その辺のですね状況を議論したんであれば説明をしていただきたい。

それから、今回のこの補正に関しまして、冒頭、副町長からいろいろお詫び等々ありましたけれども、これだけの案件ですから当然全協なり何らかの形で事前協議しなきゃいけなかったことだと思うんです。それでですね、町長が病氣療養長くなっております。それで町長と連絡は取れる状態にあると、こう述べておりますんで、どういう状況の連絡の取りようをしているのかどうかと、職務代理者の点については常に否定をしております。町長がですね。そこら辺の考え方、副町長はどう思ってますか。そういうひずみがこういう形になってるんじゃないでしょうか。その点の説明をお願いしたい。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの6番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの菊地議員のご質問にお答えいたします。

1つ目のご質問にお答えさせていただきます。

非課税世帯の区分で論議した、議論という内容につきましては、実際にこのたび新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の上乗せ、町に対して上乗せなった分、いわゆる価格高騰による部分について、町全体に交付される分が増額されたと。併せて、今回福祉保健課サイドで予算を計上させていただいている金額につきましては、直接枠で交付されてるものですので、その時点で財政当局と協議をさせていただきました。その中で県の9月定例会で通りました非課税世帯に1万5,000円を給付する事業につきましても、町全体に交付される給付金の財源を充てることができましたので、できることであれば町の事務的にかかる経費につきましてはそちらの交付金を活用させていただきたいというお願いのもとに全体で協議して、非課税世帯については国費と合わせて県費も全額財源を充当するという協議が整っております。そうした中で残った、残ったというか交付された部分の中で、じゃあ別の事業をどうするかという形の協議で財政当局と協議しましたところの課税世帯に対する給付金という形で、現在、今回ご提案させていただいたという流れになります。

1つ目の回答は以上です。

○議長（皆川鉄也君） 日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） 菊地議員のまず質問、私の方には2点だと思います。

1点目は、町長とどのような方法で連絡を取り合って意思決定してるのかと、この質問だったと思います。これは、主要な町長が決めなくちゃいけないこと、これは私が直接お会いできないので、奥さんの方をお願いして書類を写しを救急外来の方から本人に届けていただいて、電話で必ずやりとりしております。それで返答をいただいています。

まず1点目はこういう方法です。

2点目の職務代理者の考え方ということでございますが、これは町長が決定することで、私がどうのこうのとは言えません。まあ今、前提はね、やはり町長もかなり悩んでると思うんです。そういう中で、基本は自分で復帰してできる、やるという意思がきちっとできていましたので、そこが今予想外に、病気ですのでなかなか予想つかない部分もあります。そういう面で今長引いているということの現状からこのようになったということは、いささかの弁解もできないと私も思っています。それで本当に申し訳なく思っています。ただ、職務代理者につきましては、繰り返しになりますが町長が決めることでございますので、私の方からどうのこうのではありません。あくまでも基本は自分で見込みとしてやはり復帰してできる、こういう意思の固さがきちっとあると思いますので、それは私も尊重したいと思っております。

以上でございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。

○3番（奈良聡子さん） この説明資料の中の6の事業スキームの手続きを1、2、3と書いてあるんですけども、このマイナンバーカード取得してる方と取得してない方では、この手続きの違いはあるんですか。ちょっと教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの3番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） ただいまの奈良議員のご質問に回答いたします。

資料に記載しているマイナンバーの活用につきましては、現段階でマイナポイントで口座を有効にということで申し出ある人もいらっしゃいますけども、こちらは利用しません。

今まで令和2年度から継続して国の給付金事業が行われております。そうした中で代表される、こちらの資料の下から2番目、※印2番の特別定額給付金、こちらの給付事業がございましたが、それ以降、かなりの部分で町の方に口座の登録がございます。そうしたその口座を、世帯主様の口座を利用させていただくという形でご案内は差し上げます。それで了承していただけるのであれば、2週間、黙っていればというか手続きは不要です、プッシュ型ですので。それを了承していただければ12月15日にその口座に振り込みさせていただくという流れになります。

回答は以上です。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。3番奈良聡子さん。
- 3番（奈良聡子さん） 八峰町はマイナカードの普及が残念ながら全県で最下位なので、今回マイナカードのそれは活用しないということでしたけども、いずれこれ交付が、マイナカードの取得が進んでいけば、どんどんプッシュ型については、この1番も省略できるっていうことになるんじゃないかと私は理解してるんですけど、それでよろしいですか。その場合は、手続きは、給付金、給付されるのはもっと時間が早くなるということでもよろしいですか。
- 議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。石上福祉保健課長。
- 福祉保健課長（石上義久君） 奈良議員のご質問にお答えします。

今ご質問されているものにつきましては、6、事業スキームの下に記載してある※印1の公金受取口座登録法上の「特定公的給付」に指定ということでもよろしいかと思うんですけど、この指定を受けなければ、このマイナンバーの活用した管理はできないことになっておりますので、事業自体を実施するに当たって事業主体がこの法律に基づいて登録して実施しないと口座の活用はできないことになっていきます。

以上です。

- 議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。
- 11番（山本優人君） 先ほど菊地議員からも質問あったんですが、職務遂行に当たってですね、こっだけ病気で残念だわけですけども、職務遂行が町長できないような状態が続いてるわけですね。で、本来であれば職務代理というふうなものがいて決裁していくべきだと思うんですが、残念ながら町長がそれをしないという過程ですけども、調べてみたらですね、本来であれば上級者である副町長が、もし指定するんであればなる

んだらうと普通思ってたんですが、うちの条例では副町長ないんですな。副町長でなくて課長が、総務課長が職務代理の筆頭になっていて、その辺について今後条例改正をしなければ駄目だなというふうに理解してますけども、その辺について確認したいと思います。そうですか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの11番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

再三心配をおかけしてはいますが、まず本当に申し訳ありません。

今、条例って言いましたけども、私の方で確認してるのは筆頭は私で、私が欠けた時は総務課長と、こうなっていると認識しております。ちょっといつの条例だったっけかな。確認してね。もう一度確認します。私はそう、その辺はしっかり調べたつもりなんですけども、もう一度確認させていただきます。

○議長（皆川鉄也君） 暫時休憩いたします。

午前10時57分 休 憩

.....
午前10時58分 再 開

○議長（皆川鉄也君） 休憩前に遡り、当局の答弁を求めます。和平総務課長。

○総務課長兼新型コロナウイルス総合対策室長（和平勇人君） ただいまの山本議員のご質問にお答えをいたします。

お尋ねの件につきましては、山本議員がご指摘になったのは八峰町長職務代理者を定める規則のことを指しておられると思いますが、これには確かに総務課長の職にある職員ということで明示をしております、副町長は出てまいりません。ですが、先ほどにも少しご説明ありましたけれども、これ以前に地方自治法第152条におきまして、町長に事故がある時は副町長がその職務を代理すると定めており、同条の第2項で、副町長にも事故がある時は地方公共団体によって指定する職員がその職務を代理するということになっており、これを定めたのがこの規則でございますので、まず最初に副町長、そして副町長に事故があった場合は、この規則で定めた順番で職員が代理するという順序になっております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。11番山本優人君。

○11番（山本優人君） それであれば、いずれもし、もしものことの想定すればですね、

副町長も代理になれるということだわけですけども、ここ数カ月、重要会議が結構あったと思うんですね。直近ではジオパークの指定の問題、それから広域の市町村圏組合の理事会、それから風力発電のあれ全国大会でしたっけか、ああいうふうなものもあったと思うわけですけども、やはりそういうふうな重要会議っていうものに町のトップが参加してない状況が続いているとですね、やはり今後の町の執行、運営については、誰もその知識がない状態で続いていくわけですよ。それについて今後どうしていこうとしているのか。先ほど、今まで町長とは常に連絡取れる体制なので職務代理を置かないという方向で来ているわけですけども、今後もそれが続くとすればですね、やはりこれは問題だなというふうに考えますが、副町長としてその辺の見解どう思っていますか。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。日沼副町長。

○副町長（日沼一之君） ただいまの山本議員のご質問にお答えします。

重要会議、まあこれそのとおりに結構ございます。そこも町長の指示を受けながら、私が出れるものは出席させていただいています。これもやはり町長のお意思ですので、なかなか全部ね、私の独断というわけにはいきません。でもやはり重要な会議というのは私も分かるので、そこは出れる範囲では今まで出てるつもりです。ただ、全部それを皆さんが満足いくようにいってるかっていけば、やはりそれは一人欠けているということなので、十分補えないことはそのとおりでございます。

今後の体制、これでいいのかということなんですけども、これ決していい状態ではないということは分かるんです。ただ、本人がやはり復帰、これを目指しているし、そこをね、目標としてある以上は、私がどうのこうのってなかなか言うことではないと思うんです。ただ、やはり今みたいなことを背景に、この会議はどうですかっていうことを打診しながら、できる範囲のことは私もやってるつもりですので、その辺理解していただけるかどうかというのは皆さんのご判断もおありでしょうけども、私としてはそういう手法でこれまでの責務を遂行してると、こういうことではございますので、なかなかご理解とはいかないかもしれないんですけども、できる限り全力を尽くします。今はこれしか言えないところでございます。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。8番見上政子さん。

○8番（見上政子さん） 8ページの国庫支出金の地方創生臨時交付金が国から3,923万3,000円、これは今までの地方創生の臨時交付金と使い道は同じ中身のものなんですか。これは追加されたということなんですか。農業、漁業、燃油高騰についても今までの地

方創生交付金が利用できたんですけれども、それと同じ中身なのか、どのように利用できるものなのかを教えてください。

○議長（皆川鉄也君） ただいまの8番議員の質問に対し、当局の答弁を求めます。高杉企画財政課長。

○企画財政課長（高杉泰治君） ただいまの見上議員のご質問にお答えいたします。

このたびの新型、質問にございました8ページに記載しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございますが、この交付金の大本の名称はこうなっておりますけれども、今回の追加、今回これは追加交付されたものでございます。内容につきましては、先ほど来言葉に出てきてますけれども、原油価格の高騰、また物価の上昇、こちらの方の対策の方に使ってくださいという意味合いで交付されるものでございます。

で、今回この交付金でございますけれども、先ほど非課税世帯の1万5,000円、これ県の方で2分の1補助となりますので、その残りの2分の1相当を今回この交付金の方で充当したいと考えておりますし、また、県の交付金の非課税世帯から漏れた世帯に対する課税世帯に対する1万5,000円、そちらの方の事業を行う充当財源としてこちらの方の交付金を使うということとして予算を計上しております。

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ございませんか。見上議員、3回目の質問が終わりましたので、これ以上は質問できません。

ほかに質疑ございませんか。

○8番（見上政子さん） 項目が違うんですけど。項目が違います。先ほどの項目と違います。

○議長（皆川鉄也君） いやいや、今、補正予算を審議中でございますので、補正予算について3件の質問が終了しました。中身は違うかもしれませんが、補正予算には変わりございませんので、3回以上の質問は今までの慣例から質問できないことになっておりますので、質問はできないことになると思います。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） ほかに質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 討論ないようですので、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川鉄也君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○副町長（日沼一之君） どうもありがとうございました。

○議長（皆川鉄也君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって令和4年第5回八峰町議会臨時会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午前11時07分 閉 会

